

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4		府省庁名 金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （地方消費税）		
要望項目名	消費税の課税売上割合に係る算出方法及び繰延消費税制度の見直し		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p style="margin-left: 20px;">仕入に係る消費税額の控除 資産に係る控除対象外消費税等の損金算入</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費税の課税売上割合の計算上、債権についても、有価証券と同様に、その売却額の5%を非課税売上として取り扱うこと ○ 法人税法上、繰延消費税について、即時償却の選択を認めること。 		
関係条文	消法30条、消令48条、法令139条の4		
減収見込額	[初年度] ▲320（ - ） [平年度] ▲320（ - ） [改正増減収額] - （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 消費税の課税売上割合の算出方法を変更し、取引実態の変化に合わせたものとする。また、繰延消費税制度の見直しを行うこと。</p> <p>（2）施策の必要性 消費税の納付額は、売上時に預かった消費税額から、仕入時に支払った消費税額に課税売上割合を乗じた金額を控除して、算出される。</p> <p>課税売上割合の計算において、有価証券の譲渡については、その譲渡対価の5%のみを非課税売上として取扱う一方、債権の譲渡については、その譲渡対価の全額を非課税売上として取扱うとされている。</p> <p>このため、債権譲渡を多く行くと、課税売上割合が低下し、消費税納付額の増加につながるが、住宅ローンの証券化や企業再生支援に伴うファンドへの売却等、貸出債権の売買が一般化している近年の経済実態を踏まえ、円滑な債権譲渡を妨げないよう、見直しが求められる</p> <p>また、仕入時に支払った消費税のうち、控除することができない控除対象外消費税は、事業者の負担となる経費であるが、控除対象外消費税のうち資産に係る金額が20万円以上となるものは、現行の法人税法上は、繰延消費税として資産計上し、5年間にわたって、償却しなければならないとされている。</p> <p>現行においても一定の事務負担が生じるほか、事業者の負担となる経費であることから、即時償却の選択肢も設けるべきである。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	IV-3. 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
	政策の達成目標	消費税の課税売上割合の算出方法を変更し、取引実態の変化に合わせたものとする。また、繰延消費税制度の見直しを行うこと。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。
有効性	要望の措置の適用見込み	債権譲渡を行った全事業者および繰延消費税を有する全事業者が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本要望が実現すれば、債権譲渡を行う事業者および繰延消費税を有する事業者の税額計算の見直しが図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	本要望は、純粋に税の計算に関する要望であるため、税制以外の措置にて手当てすることはできない。また、全事業者に適用される規定であるため、課税の公平原則の観点からも適当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>本年度からの要望である。</p>
<p>ページ</p>	<p>4—3</p>